

平成25年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年7月10日(水)午後2時 青少年研修センター 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者34名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者

16番 杉若 陽一	24番 原 さだ	28番 上中 悠司
36番 松本 忠巳	38番 石谷 強	

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

13番 山下 繁一委員 17番 泉 雅行委員

議長

それでは定刻になりましたので開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。梅雨明けということで、大変暑い時期になりましたけれども、ご出席をいただきまして有難うございます。基幹作物であります梅の収穫も遅場の産地を残してほぼ終了ということで、皆さんお疲れ顔でありますけれども、聞くところによりますと平年の3割から4割り増し、前年比2百パーセント、倍というのが感覚らしいですけども、価格は半値以下というということで非常に力のはいるような話でありますけども、梅干の価格がまだ決まっておきませんので、その辺も期待をしたいと思うところでありますけども、私が思うんですけども今年の梅の収量で去年の単価であれば担い手対策、後継者対策はする必要がないなと、このように思っているところでもありますけども、なかなか世間はうまく行かんということでありますけども、われわれは量的な役目は食糧生産という分については十分果たしていると思うんですけども、なにせ単価決定権がないものでありますんで非常に悔しい思いをして豊作を素直に喜べないというもどかしい感じをしているところでもありますけども、安くなって又消費が拡大されてどんどん売れていけば、ということを期待していかなければならないなと、このように思っているところでございます。ミカンについては全国的に豊作ではありますけども、去年より少ないという事で有田の方も少ないということで、良いものを作れば若干期待が持てるのではないかと気がしているところでございます。参議院選も真只中ということで、いろいろと国政も含めて10年間で農家の所得を倍にするというような15本の矢の

報道も昨日農業新聞に載っていましたが、中々我々果樹園にとりましては、どういう形で理解をしていったらいいのか、また参議院選が終わってスタートが決まらないうと、具体的な施策が出てこないという事で、これも非常に分かりにくい不透明な部分でありますけども、何はともあれ選挙には行っていただいて、意に思う人を投票いただければと、このように思っております。話が長くなって申し訳ございませんけれど、皆さんにお知らせでございます。棒引前委員さんの後任として、議会推薦の中で、三栖の市橋宗行議員さんが、仲間に入ってくれることになりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。また後ほどご挨拶をいただきたいと思っております。今日は議案の数も少なく早く終わる予定ですけども、田辺市の平成25年度の施策について農業振興課 那須課長さんから若干お話をいただくことになっておりますので、その辺、またよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思っております。それでは早速でございますけども、まず関連がございますので、追加議案、これをまず上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それでは追加議案の報告第1号農業委員会委員の選任について、局長のほうから報告お願ひします。

愛須 局長

追加議案、報告第1号農業委員会委員の選出につきまして報告いたします。平成25年7月8日、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88条）第12条の規定に基づきまして、田辺市長より市橋宗行さんが農業委員に選任されましたので報告いたします。棒引委員さんの辞任に伴いまして6月の市議会の最終日におきまして新しい委員さんとして議会より市橋宗行さんの推薦が議決をされまして、これを受けまして7月8日付けで市長より選任がありましたので報告をいたします。なお、議席番号、受け持ちの担当地区につきましては前任の棒引委員さんと同じく、議席番号は5番、担当地区につきましては神子浜、東山、学園、文里、高雄ということにさせていただきたいと思います。よろしくご了承お願ひします。

議 長

只今の局長の報告に対しまして、ご意見ご質問ございませんか。無いようでございますので、市橋委員さんご挨拶を簡単にお願ひ申し上げます。

市橋 委員

皆さんこんにちは、この場をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。今回、議会より選任をいただきまして、市長からも任命をいただきました市橋宗行でございます。田辺の円滑な農業運営のために、また微力ながら力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、若くて何も分からないこと多々ありますので、皆さんどうかご指導いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、これからはどうかよろしくお願ひを申し上げまして、簡単ながらご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。それでは本日の欠席委員さんは16番の杉若陽一委員さん、24番の原さだ委員さん、28番の上中悠司委員さん、36番の松本忠巳委員さん、38番の石谷強委員さんの5名の欠席で、8番の森敦孝委員さん

から遅刻の連絡が届いております。それでは早速でございますけれど、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務所の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

農業振興課の尾崎です。それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について報告させていただきます。1番、字、他1筆、畑の1, 284㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年8月1日から平成26年7月31日の新規です。2番、字、他1筆、畑の1, 675㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年8月1日から平成31年7月31日の新規です。3番、字、畑の839㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年8月1日から平成31年7月31日の新規です。4番、字、他1筆、田の513㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年8月1日から平成28年7月31日の新規です。5番、字、田の267㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年8月1日から平成30年7月31日の新規です。6番、字、他1筆の田、696㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年8月1日から平成30年7月31日の新規です。7番、字、田の426㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年8月1日から平成30年7月31日の新規です。8番、字、他2筆の田の729㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年8月1日から平成30年7月31日の新規です。9番、字、畑の1, 815㎡、貸手は、借手は、貸借の花き、年間2千円持参払い、期間は平成25年8月1日から平成30年7月31日、更新です。合計9件、15筆、全体で8, 244㎡、貸手9名、借手6名です。この9件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長

はい。有難うございます。利用権の設定9件、逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員

はい、番です。第1号議案の第3条申請にも関連します、の前の埋立てた土地でございまして、3条申請のさんがに住んでおられまして、元々出身の旦那さんが亡くなられたのでさんが相続になるが、よう作らないのでどうかして欲しいという話で、さんの娘が埋立てた土地のすぐ近くに住んで畑も持ってあって、さんの土地が、買うのに必要という事で、異議ありません。

議長

はい、2番。

番 委員

番です。これは、さんはお婆さんで、さんは孫にな

ります。お婆さんから孫に設定するので、異議ございません。

議 長 はい、3番
 番 委員 番です。君は新規就農者でございまして、親にも確認したところ専業であるとのことで異議ございません。

議 長 はい、4番。
 番 委員 番です。協力委員さんの さんに連絡しましたところ、さんの田を作っている隣が休耕田で、虫除けとか草刈が大変なので、この土地を借りて耕作するので、異議ございません。

議 長 はい、5番。
 番 番です。5番6番7番8番についてお答えします。借手の さんはIターン者で に住居を構えていたんですが、2年前の水害で家が壊れまして、今回新たに申請地であります の方へ家を借りて近くの田圃を耕作するというので、このような申請が出てきたものと思われまます。異議ございません。

議 長 はい、9番
 番 委員 番です。9番を 番の さんに代わりお答えいたします。更新であり問題はありますが、 さんから何ら問題ないと伝えておくように仰せ付けておりますので異議ございません。

議 長 はい、以上9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
 議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、13番の山下繁一委員さん、17番の泉雅行委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、以上一括して上程させていただきます。
 それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は491㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、売買です。ここに書いてある面積が3,282㎡で今回購入の面積が491㎡ですが利用権の設定1番で1,284㎡借りるという事で合計が5反以上になります。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は361㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、売買です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,428㎡、他8筆、合計面積は3,276㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、

、売買です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。2ページをお願いします。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は181㎡です。譲渡人は 、譲受人は 、 、雑種地との交換です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は851㎡、他8筆、合計面積は4,421㎡です。譲渡人は、 、 、譲受人は 、 、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅、栗、水稻他を作られるそうです。以上5件について書類を審査したところ、全部耕作、常時従事、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長
番 委員

有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番はい、 番です。これは先程説明しましたように さんの旦那さんから引き継いだ土地です。それで さんが買う事になったと思いますし、2番目も さんが買うことになったと思います。これは の前の埋め立てた所のすぐ隣です。ですから作るのには便利な所だと思います。これも異議ありません。

議 長
番 委員

はい、1番、2番とも異議なしということですね。3番。

はい、 番です。昨日現地を見てきました。3年生4年生の梅が植わっておりました。異議ございません。

議 長
番 委員

はい、4番。

はい、 番です。これについては異議ございません。

議 長
番 委員

はい、5番。

番です。姉さんの甥の さんに贈与するもので異議はございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請5件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は181㎡、他1筆、合計面積465㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、使用目的及び規模は建売分譲住宅3棟193.77㎡、道路法面等271.23㎡、合計面積465㎡、着工日、工事期間は許可の日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意は議案書発送後に提出がございました。隣接同意はございます。水利同意は不要ですが町内会長の同意がございました。宅地造成申請の準備中であり、この土地は都市計画用途地域内にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は休耕地、面積は36㎡、他1筆、合計面積981㎡、譲渡人は 、

、譲受人は、使用目的及び規模は駐車場24台、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございますが西側の1筆は相続人不明のため筆界不明で同意はとれていません、水利同意はございます。始末書がありまして内容は、今般、売主様所有地 田辺市 字、田、36㎡、同所、田、945㎡2筆の売買するについて話がまとまり、農地法第5条申請するにつき、許可後でなければ農地を埋立整地する事が出来ないものを近隣で山を切り取り発生したる土砂があるとの事で先行埋立した次第です。深く反省しております。ここに深謝し今後このような不祥なき事を誓約致します。何卒よろしくお願い申し上げます、というものです。宅地造成に関する工事申請が出ております。この土地は都市計画用途地域内にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は 字、地目は登記簿、現況共に田、面積は415㎡です。譲渡人は、譲受人は、使用目的及び規模は住宅76.83㎡、駐車場等338.17㎡、合計面積415㎡、着工日、工事期間は許可の日より9ヶ月以内、農用地の内外は当初抜です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上3件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

39番 委員

39番です。一昨日、事務局小倉係長、松平さんと担当川井委員さんと私の4名で、第5条申請が3件と第2条が1件と形状変更が1件の計5件の現地調査を行いました。第5条申請の1番2番3番について私の方から説明をさせていただきます。1番の申請地は 中学校より東へ50mの所に位置しておりまして、東側及び南側は宅地、西側は放棄地の畑、北側は申請人所有の休耕畑となっております。申請農地2筆の間には譲渡人所有の宅地があり、そこに空家2件が建てられておりました。申請農地は法面に位置しているため、切土盛土を施し空家となっている建物を取り壊し平坦な宅地にしようとするものです。平面図ではなるほどと分かりますが、現地の実地条件は法面等が多くて筆舌に尽くし難い形状でした。現地は測量により隣接する里道との境界についても明確にされており、変更後の生活排水の処理に付いても配慮されており、また水利組合はないが町内会長の同意も得ていることに鑑み懸念なきものと判断します。2番の申請地は 小学校の北側約50mに位置しており、東側及び北側は道路、南側と西側は田になっています。譲受人所有の現在の駐車場が他の建物を建てる事になり駐車場が不足するため今回の申請に至ったものです。転用内容については埋立てをして駐車場を建設するというものですが、先程の始末書にありましたように現場は埋立てられていたという感じです。

西側の休耕田は相続人未定のため同意はありません。南側の田は耕作者2名の同意が出ております。駐車場建設によって近隣農地への影響は少ないものと判断をいたします。3番目の申請地は 会館から東へ50mに位置する休耕田でありまして、隣接する東側及び北側の畑は休耕畑です。西側の畑は譲渡人、 氏が現在耕作中で、南側は道路です。転用内容については親から子へ土地を譲り受け、整地を施した後、住宅を建設するものです。雑排水等については南側の市道に隣接する排水溝に放流する計画です。隣接する畑、休耕田3筆及び耕作中の畑1筆については所有者の同意を得ておりまして、住宅建設による近隣農地への影響は懸念なしと判断をいたします。以上3件簡単に報告させていただきます。

議 長

はい、有難うございました。ご苦労様でございました。それでは、ご審議の前に1番について局長の方から追加説明をしていただきます。

愛須 局長

1番の の物件につきまして若干補足説明させていただきます。この土地は4月に裁判所による競売にかけられた物件であります。3月の委員会で競売適格証明という事で さんに対しまして3条の証明を出しております。今回5条の転用ということで少しおかしんじゃないかという事になるかもわかりませんが、その辺の経緯ですが、現場は下が

中学校のグラウンドになっています。上が の駐車場になっています。現場は三段の土地になっていまして、1地番上が畑です。この上がお寺ですけども、畑があつて真中に宅地があつて下に畑があると、この三筆になります。競売はこの三筆同時に行われましたので、取得はこの三筆とも取得されたんですけども、このままでは使い勝手が悪いという事で、競売参加される前から行く行くはこれを割って、横割りを縦割りにして農地と宅地に分けて活用すると、元々畑は2筆で750㎡、宅地は1,080㎡あったんですけども、面積は新しい畑は930㎡位に少し増えたんですけども宅地は900㎡です。証明の申請前に相談がありまして5条転用での確証明をださなければならないのかと、その辺を県とも相談したんですけども、このままでは使い勝手が悪いのは目に見えていますし、放棄されて相当な年数が経っておって原野化しております。周辺の住宅からは農業委員会に対しても何とかしろとの事で毎年クレームが来ておったところです。そういう土地ですので、仮に転用されても他の農地、隣接農地も原野化しており苦情が来たところです。ですんで仮に転用されても転用計画が妥当であれば農地に対しては全く影響がないというふうに判断をいたしました。それから、新しい区割りで、畑は畑で面積で残すと、宅地は宅地で面積を確保して残すということであれば3条の適格証明で認めていこうという結論で3月に3条の適格証明を出しております。そういう事情があります。今回ここが畑になり、 さん自身が持って農地として利用して行きますという話です。ここは、分譲住宅で建てて転用していく。この転用申請が上がっているのは、分筆されて転用していくという少し分りにくい経過をたどっておりますけども、現地調査委員さんもおっしゃっていただいたのですけども、このままで放っておかれるよりも、分譲住宅で

あり、農地として新しい活用をしていただいた方が土地の有効活用になるだろうと、そして周辺に対しても環境が良くなるのではないかと、町内会長さんの同意もありますとおり元々相当数のクレームが寄せられていた所でございますので、このようにして土地を有効活用していただくほうがよろしいのではないかと、そのように判断しております。以上です。

議長 議案書を見る限り、競売で落とした後については最低3年、止むを得ない場合は一作作って欲しいという申し合わせ事項も我々あるんですけども、こういう事情でございますので、一つ判断材料としてご理解いただきたいと思えます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

3番 委員 3番です。現地調査の委員さんの説明のとおり、1番については異議ございません。

議長 2番。はい、2番。

3番 委員 3番です。現地調査のとおり間違えないんですけども、休耕田で草がぼうぼうで地域の人迷惑していたという事で、そこを さんが宅地にして、許可を得ないで着工はしたが迷惑していたので、異議ございません。

議長 3番。はい、3番。

3番 委員 3番です。現地調査の委員さんの説明どおりで、異議ありません。

議長 議案第2号農地法第5条申請3件共異議なしとの事でございますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在、 字 、地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は257㎡、他1筆、合計面積517㎡です。申請人は、 、 、申請理由につきましては、申請地は昭和57年に耕作をしなくなり、平成2年に住宅を建築し現在に至っています。農地転用をしなければならない事を知らずに23年間経過していた。今般、所有権移転登記を行いたく、非農地証明の申請をするにあたりました、ということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思えます。1番

33番 委員 33番です。現地は から南東へ約250mの所です。ここの現場は国道 号線沿いにある小さな畑を積み上げて宅地になっている状況で現在住宅が建っております。周辺は殆ど石垣積みで国道の面にあうように埋立てていました。以上です。

議長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

33番 委員 3番です。この土地につきましては、説明にありましたとおり平成2年

に建てられ、現在では1階に さん2階に娘さんが住んでおります。これについては異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、 字 、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は181㎡です。申請人は、 、 、変更理由は、切土して、梅畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意は不要でございます、水利同意も不要でございますが、町内会長の同意がございます。農地の形状変更願以上1件ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見をお願いします。1番

33番 委員 33番です。議案第2号申請で分筆されて農地として利用する土地を切土にする申請です。隣接は上のお寺がありましてその間に里道があります。その下を約3m切土しましてコンクリートで積み上げるということです。そのコンクリートにはU字溝され、里道にはフェンスが張られます。造成との関係で畑も宅地と同じようにおきたいと聞いております。以上です。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。現地調査の委員さんの説明のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのように取り計らいをさせていただきます。

議 長 続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 6ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿314㎡の内1.68㎡、賃貸人は 、 、賃借人は 、 、賃貸借権の設定をし、無線基地局工事としてコンクリート柱1本、機器装置一式を整備いたします。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿1,061㎡の内61.25㎡、賃貸人は 、 が亡くなられていますので、相続人代表、 、 、賃借人は 、 、賃貸借権の設定をし、無線基地局工事としてコンクリート柱1本、機器装置一式を整備いたします。農地法施行規則第53条第1項第14号による協議、以上2件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見ご質問ござい

ませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告とさせていただきます。

松平 主査

続きまして、冒頭、許可をいただきました、追加議案の報告第2号買受適格証明願(農地法第3条)について事務局の説明をお願い申し上げます。追加議案の2ページをお願いします。報告第2号買受適格証明願(農地法第3条)です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は165㎡です。競売に付される土地の所有者の氏名は 、 、申請人は 、 、入札期間は平成25年6月28日から平成25年7月5日です。買受適格証明願(農地法第3条)以上1件報告させていただきます。

愛須 局長

この証明願いにつきましては、7月4日に申請がありまして、入札が明日で終わりという中で、こちらの方で専決という事で証明を出させていただきました。この方は、前にも競売証明を出されておりますので、こちらの方で出させていただいております。以上でございます。

議 長

はい、只今の報告第2号につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

はい、ないようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出をいたしました4条1件、5条1件、買受適格証明(5条)1件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。

愛須 局長

続きまして、お手元に「新・いきいき農地活用キャンペーン実施要領」という事で農パトロールをお願いすることになるわけでございますけども、この事につきまして、局長の方からご説明申し上げます。

資料5「新・いきいき農地活用キャンペーン実施要領」です。8月から10月末まで3カ月間を強化月間ということで、県内市町村で一斉に農地パトロールと啓発活動を展開します。市町村の農業委員会では農地パトロールが主になってきますけども、例年どおり8月下旬から大塔・中辺路地区からスタートさせていただきたいという事で、委員さん方には日程または調査表等をご連絡申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。啓発活動という事で、8月の市の広報へも少し内容を載せています。それから紀伊民報からも取材がありまして、今日か明日の夕刊から放棄地に関する記事が載るかと思っておりますので、また目を通していただきたいと思います。

議 長

はい、ありがとうございます。耕作放棄地防止という事で我々地道にこういう活動を続けていくわけですけども、私も冒頭挨拶で申し上げたとおりですね、基幹作物の梅産業もうまく行かないとまたこういう形で、いくら我々が頑張っても放棄地が増えてくるのではなからうかと心配するわけでございますけど、とりあえずきちんと耕作放棄地を確認して、また流動化なども含めていかしていければと考えておりますのでどうかご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

愛須 局長 農業委員会事務局が7月16日火曜日より別館1階へ移転します。
議 長 はい、事務局が移転するというので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。折角ですので皆さんからご意見をいただきたいのですが、その前に、大変お忙しい中、時間をつくっていただきまして、田辺市の平成25年度の農業関係事業予算概要につきまして、那須課長さんがお見えをいただいておりますので、説明をいただければと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、質問等たくさんしてほしいという事なので一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

那須農振課長 平成25年度農業関係事業予算概要新規事業（6月補正分）について及び平成25年度成年就農給付金の状況・受付について説明。
議 長 只今の説明をいただきました件、または農業関係等について何かご質問ございませんか。

6番 委員 成年就農給付金について質問します。初めはかなり申請基準が難しかったが少しは緩和されたのか。もう一点は、最初何人申し込んで、現在どれだけ貰ったのか教えてほしい。

那須農振課長 まず二点目をご説明します。昨年は、23組24名が対象になり採択をしました。12月末に人・農地プラン計画に位置づけたので後期の半年分一人75万円だけ給付しました。平成25年度につきましては、4月時点で国からは昨年度の24名に半年分の金額の通知であったので、今年度の募集がかけられない状況であったのが、7月5日に昨年度の残りの半年分と今年度新規30人分の通知が来ましたので8月から募集開始をします。去年は対象になったのが半年分の75万円ですが、5年間で750万円になるので最終年度の次の年度に調整されて合計金額は変わりません。

18番 委員 新規事業の関係で説明いただきましたが、広報が何かどういう方法で皆さんにお知らせしていただくんですか。

那須農振課長 JA紀南と7月中旬に懇談会を予定しています。紀南誌やオフトークや市の広報誌で皆様方にお知らせします。

2番 委員 成年就農給付金は最初2年位で終わりかと聞きましたが、予算が付き難いようですがいつまで続く制度ですか。

那須農振課長 民主党が出した大きな柱が所得保障と成年就農給付金で、2年間は大丈夫ですと聞いています。農業政策のある意味画期的な制度なので出来るだけ継続的にしてもらえよう県を通じて国にお願いをしたいと考えております。

6番 委員 申請基準が緩和されたのか。
農振課 上野 元々は、農地を所有権移転しなさいと始まりましたが、相続税や贈与税の負担、昔の名義が残っている等、所有権移転登記がスムーズに進まない事例があり、親子間、親族間であっても利用権設定を行えば新規就農の対象として認める等、基準が少し緩和されております。親族間は3親等から農地を借りる場合は、親族から借りた農地よりも大きい面積の農地を第三者から利用権設定をして借りることで自分の経営基盤としての農地を確保していれば新規就農の候補となります。他の条件は、45歳未満、前年度所

- 得が250万円未満、自分自身で出荷販売し、自分の通帳で経理簿を持っていることは初めから変わっていません。税の申告も個人名でしてくださいと昨年の年末に国から通知が来ております。
- 26番 委員 農地保全対策補助金の単価が上がらないのであれば期間の3年を5年にしてほしい。もう一つは田圃を作ってほしいと依頼があるが、トラクターやコンバインが入れない田圃は借りにくい、田にトラクターやコンバインが入る道を作る補助制度があれば教えてほしい。もう一つは農地の貸し借りで農業委員会に届ける人が少ないのでトラブルが増えている。農地の貸し借りについての広報をしてほしい。
- 那須農振課長 一点目ですが、要望として受けたまわっておきますが、国の農地の貸し借りに対しての施策の手立ても手厚くなってきている今の状況をご理解いただきたいと思います。二点目の小規模な作業道については、二人以上であれば県の事業があります。わずかではありますが市の制度もありますので行政局産業建設課へご相談いただいでください。3点目は広報と話して、直ぐに出来るかわかりませんが、詳しく書いたもので広報していくようにします。
- 2番 委員 今の貸手に対する交付金を詳しく教えてほしい。
- 農進課 尾崎 集積協力金は、人・農地プランの中で農地を全部預けてリタイヤする方に出しています。
- 6番 委員 梅の売込みを一時的でなく、行政、農協一帯になって一年かけて売り込みをしてほしい。
- 那須振興課長 梅干については農家も農協も行政も梅干の機能性をもっともっと国民に対してPRしていかないと消費量が落ちてきています。言われるとおり、農協と連携しながら、青梅、梅干を含めて今まで以上の対策を講じないとなかなか消費は伸びていかないと考えております。
- 22番 委員 農地保全作補助金の拡大で、秋津川地域、長野地域も対象に入っておりがたいのですが、ただし、果樹園は対象外となっている。長野には田がほとんどないので関係ないので意味がないように思うのですが。
- 那須農振課長 田圃は秋津川地域にも長野地域にもあります。果樹園は県単事業で既に補助金があります。田辺市全域で対象になりますので使うことができます。
- 議 長 他にございませんか。
- 33番 委員 鳥獣害の関係でお願いします。奥では、キツネが少なくなったので、鹿の被害よりウサギの被害が増えてきています。キツネを放す等対策を考えてくれませんか。
- 那須農振課長 ここ2、3年前から田辺でもウサギの被害が増えてきています。ウサギ猟をする方が減ってきております。このご意見を猟友会へも伝えてまいりたいと思います。
- 4番 委員 ミカンから梅は補助金があったと思うんですが、梅から柑橘の場合は補助金がありますか。マイナーな品種でも大事な品種もあるので農協と行政でタイアップしてセーフティーというかすることが大事じゃないかと思うんですけど。

那須農振課長

梅のリスク分散という事で、あくまで梅が中心なんですけど、複合経営を推進する必要があると、農協も取り組まれていますし、市としても野菜花きの事業や柑橘等総合支援事業等、行政としての複合経営化を促進する施策を出しています。今のご意見も十分に理解できますので7月中旬の農協との間で担当者会議がありますので、そこでも協議をして、取り組みを進めて行きたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長

柑橘の振興について非常に足かせになっているのが、農薬の問題もあると思っております。梅の忙しい時にミカンの黒点防除をしたいと思ってもスプリンクラーが使えないと、それでミカンの黒点を出してしまっただけで梅に代えた農家がいままでいっぱいある。前から言ってますが、ミカンも梅もかかって大丈夫な農薬をもっと開発してほしいと、紀南から提案してほしいという話をずっとし続けているんですけども中々実現をしない。農薬の問題が一つの大きな原因にもなっていると思っております。

19番 委員
農振 尾崎

柑橘等総合支援事業費補助金についてもう少し詳しく説明してください。事業費の上限が1aあたり60万円で補助金は3分の1の20万円です。補助金の上限が100万円になりますので、5aで補助金は100万円が上限です。

議 長

他にございませんか。ないようでございますので、那須課長さん長時間に渡りましてお忙しい中ありがとうございました。また何かございましたら直接、農業振興課のほうへお問い合わせ願えればと、そのように思っております。話にもございましたように、今参議院選真最中という事で、TPP中心にねじれ問題の解消とかで、歯ざわりの良いことを聞くわけですけども、これがきちっと決まって、それから国が動き出して新しい政策が出てくるだろうと思っております。その中で3本の矢の次に我々の関係では15本の矢ということで、その中の一つに流動化の中でいわゆる中間保有機構をつくるんだよと、耕作放棄地を機構が抱いてそれを整備して渡すんやよというような話も出ておるんですけども、そういういろんなものも具体的に出てくるだろうと、それをきちっとしておかないと市側も国の予算的な関係でですね、動けないということになるなんじゃなからうかと思っております。これからいろいろな情報が選挙が終わると出てきて、いろいろな形が出てくると思っておりますので、またその後詳しい内容もですね、いろいろと問い合わせをしながら、農業経営に参考にできたらと、そのように思っておりますので、また一つよろしくお願いを申し上げたいと思っております。本当に課長さんありがとうございます。そういうことで非常に暑い時期になります。熱中症予防も含めて、梅干が売れてくれればいいなという願いでございますけども、また、体に健康に気をつけて夏場を乗り切りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。本日はどうも有難うございました。

午後4時5分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

13番委員

17番委員

議 長